

特定非営利活動法人谷町みらいデザイン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人谷町みらいデザインという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域に住むすべての児童（特に留守家庭児童）に対して、放課後及び休校時における豊かな活動と「生きる力を身につける場」の提供をはじめ、児童と関わる指導者の育成・研修、保護者に対しての子育て支援や相談に取り組み、地域児童の健全な成長に寄与することはもちろん、安心して子育てや就労に取り組むことができる環境づくり、ひいては、地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 子どもの健全育成を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 4 まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- 1.放課後児童健全育成事業
- 2.放課後児童支援員養成事業
- 3.地域支援活動事業
- 4.その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上9人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

い。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岡田 博和
副理事長	荒井 のぞ美
副理事長	笠松 頼太
監事	岩崎 裕次

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から

令和8年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 正会員入会金 | 10,000円 |
| 正会員会費 | 年 10,000円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 5,000円 |
| 賛助会員会費 | 年 5,000円 |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 谷町みらいデザイン

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	おかだ ひろかず 岡田 博和		無
理 事	あらい のぞみ 荒井 のぞ美		無
理 事	かさまつ らいた 笠松 頼太		無
監 事	いわさき ゆうじ 岩崎 裕次		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人谷町みらいデザイン

設立代表者 岡田 博和

1 趣旨

近年、共働き家庭の増加や核家族化の進行から留守家庭児童も増えており、それに伴い、大阪市が実施する「児童いきいき放課後事業（いきいき活動）」や「留守家庭児童対策事業（学童保育）」への関心が高まっています。

特に当法人が事業を行う大阪市・中央区谷町エリアにおいては、新築マンションの建設が進み、人口も増加、保育園の待機児童も増える傾向が顕著に見られ、今後もそれら事業の需要が高まると予測されます。

一方、それらの事業の担い手である指導員や職員の待遇に目を向けると、平日は授業終了後（放課後）から保護者が仕事を終えるまでの時間までしか働くことができない（労働時間が短い）ため、所得は必然的に低くなってしまいます。反対に夏休みなどの休校日は、朝から晩まで働かなくてはならず、「勤務時間にムラがあり、給与は少ない」「運営が任意団体のため、不安定・・・」といった労働環境下では、人材確保も難しく、アルバイトやパートといった非常勤指導員に頼る場面も少なくありません。

その結果、「若手指導員が育たない」「保育の質が下がる」、ひいては、放課後事業や学童保育が運営できないといった課題にも直面することが容易に想像できます。

当法人は、それらの社会情勢や課題に真摯に向き合い、「子どもたちにええまちつくろうやん！」をコンセプトに掲げ、放課後児童健全育成事業（おおかみ学童クラブ）を実施。地域に住むすべての児童に対して、放課後及び、休校時の豊かな活動と「生きる力を身につける場」の提供をはじめ、保護者や地域の皆さんに対しての子育て支援・相談受付、放課後児童健全育成指導員など子どもに関わる指導者の育成・研修などに取り組み、地域児童の健全な成長に寄与することはもちろん、安心して子育てや就労に取り組むことができる環境づくり、ひいては地域福祉の向上に努めています。

当法人は40年という長きにわたり、任意団体として「学童保育の運営」に携わってきました。利用児童も常時40名を超え、大阪府下においても大きな施設であると自負しておりますし、未来を担う子どもたちの育成、共働き家庭への支援、ひいては活動を通じて、社会に貢献していると考えています。反面、任意団体であるがゆえ、「不動産・備品の契約が個人」「規模が大きいため、そもそも個人契約に応じてもらえない」「口座が個人のため、すべてが現金払い」「採用がうまくいかない」「意思決定に時間がかかる」など、運営において直面

する課題も多く、そして、それらは日増しに大きくなっています。

私たちが取り組むべき課題は、個人でも契約してもらえる不動産を探すことではありません。子どもたちの未来をつくることであり、谷町エリアをはじめとした社会が抱える課題に一つひとつ取り組んでいきたいと考えています。

もちろん、それらは私たち法人だけの力で成し遂げられるものではありません。

地域にお住いの皆さん、行政や関連団体、全国の学童保育関係者など、多くの方々に活動への理解、共感・参画、連携いただくことが当法人の未来だと考えています。

法人格は様々ありますが、そのような理由から営利を目的とせず、広く市民に開示された運営を行う特定非営利活動法人格を取得することが最適であると考え、法人名も「谷町みらいデザイン」と地域の皆さんが参加しやすいものへ変更しています。

今後は、法人化することにより、組織をより大きく発展することができ、「第二のおおかみ学童クラブ」の設立など、より多くの子どもの育成や子育てを行う保護者の支援に貢献できると考えています。

また、40年間培ってきた実績と経験を発信することで、学童保育のモデルケースになれるよう努めていきます。

◎谷町みらいデザインの目標

- 1 子どもたちに生きる力を身につける環境を提供する
 - 2 より多くの子どもたちと関わるができる体制づくり
 - 3 保護者・指導員が安心して働くことができる環境づくり
 - 4 地域の発展に貢献し、子どもたちにええまちをつくる
 - 5 事業の組織化に取り組み、明確かつ連携の取れた運営を行う
 - 6 未来を担う若手指導員の育成に取り組む
 - 7 学童保育のモデルケースとなり、実績や経験を共有する
 - 8 法令を遵守し、持続可能な組織活動を行う
- 以上

2 申請に至るまでの経過

1984 年

学童保育「おおかみ学童クラブ」 設立

地域の子どもたちの放課後保育を中心とした活動を実施

2022 年 12 月

任意団体から法人化を検討

保育環境(安全性・快適性など)や指導員の労働環境、離職・採用難など、運営上の様々な課題、社会環境の変化に対応できるように。

2023 年 5 月

特定非営利活動法人化決定

「形式上の法人成り」という趣が強かったのだが、専門家を交えた 議論を重ねた結果、運営体制の見直し、社会的地位の向上(国や社会から認められる組織、採用活動における優位性など)を考慮し、広く市民に開示された運営を行う特定非営利活動法人として活動することを「おおかみ学童クラブ総会」で決議。

2023 年 6 月

特定非営利活動法人化に向けての「準備委員会」発足

2023 年 8 月

「おおかみ学童クラブ」を現住所に移転
居住性や耐震性に不安があったことや労働環境改善を理由に。

2024 年 7 月

「準備委員会」 実施

2024 年 8 月

「準備委員会」 実施

2024 年 10 月

「準備委員会」 実施

2024 年 12 月

「準備委員会」 実施

2025 年 3 月

特定非営利活動法人設立総会 開催

初年度事業計画書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 谷町みらいデザイン

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人活動の内容について、積極的な広報活動を行い、会員拡大を目指す。

特定非営利活動に関わる事業については、大阪市留守家庭児童対策事業の方針や要項に沿って、放課後児童健全育成事業を行う。

また、放課後児童健全育成事業を通じて、地域支援活動や若手人材の育成に取り組み、組織基盤の確立、事業拡大の礎を築けるよう努めていく。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 放課後児童健全育成事業

【内 容】 学童保育「おおかみ学童クラブ」の運営

【実施場所】 大阪市中央区谷町5丁目3-8 BELLA VISTA 2階

【実施日時】 毎日（日曜及び、指定日をのぞく）14:00～19:00

※夏休みをはじめとした休校日 8:00～19:00

【事業の対象者】 付近の留守家庭（中央小学校、南大江小学校に通う児童とその保護者）

【収 益】 9,690千円（利用料@20千円×51人×9か月＋休校日利用分@10千円×51人）

【費 用】 14,777千円（人件費8,514千円（@946千円×9か月）、会議費49.5千円、旅費交通費306千円、通信運搬費117千円、土地建物賃料2,970千円（@330千円×9か月）、間食費652.5千円、給食費254千円、教材費99千円、消耗品費247.5千円、水道光熱費306千円、委託料337.5千円、各種行事等参加費205千円、土業・システムなどの使用料・手数料306千円、保険料63千円、各種行事实施費350千円）

(2) 放課後児童支援員養成事業

【内 容】 放課後児童支援員の育成

【実施場所】 大阪市中央区谷町5丁目3-8 BELLA VISTA 2階

【実施日時】 通年随時

【事業の対象者】 一般希望者

【収 益】 0千円

【費 用】 300千円（採用広告費100千円、研修費200千円）

(3) 地域支援活動事業

【内 容】 地域活性化のための行事参加及び、イベントの開催

【実施場所】 大阪市中央区

【実施日時】 年3回程度 自治体が開催する各行事日程に準ずる

【事業の対象者】 地域住民の皆様

【収 益】 0千円

【費 用】 100千円（各種行事等参加費100千円）

翌年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 谷町みらいデザイン

I 事業の実施方針

設立2年度も引き続き、法人としての組織基盤を確立するため、法人活動の内容について、積極的な広報活動を行い、会員拡大及び、地域での認知度アップを目指す。

特定非営利活動に関わる事業については、大阪市留守家庭児童対策事業の方針や要項に沿って、放課後児童健全育成事業を行う。

また、放課後児童健全育成事業を通じて、地域支援活動や若手人材の育成に取り組み、組織基盤の確立、事業拡大の礎を築けるよう努めていく。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 放課後児童健全育成事業

【内 容】 学童保育「おおかみ学童クラブ」の運営

【実施場所】 大阪市中央区谷町5丁目3-8 BELLA VISTA 2階

【実施日時】 毎日（日曜及び、指定日をのぞく）14:00～19:00

※夏休みをはじめとした休校日 8:00～19:00

【事業の対象者】 付近の留守家庭（中央小学校、南大江小学校に通う児童とその保護者）

【収 益】 12,750千円（利用料@20千円×51人×12か月＋休校日利用分@10千円×51人）

【費 用】 19,581千円（人件費11,352千円（@946千円×12か月）、会議費65千円、旅費交通費400千円、通信運搬費160千円、土地建物賃料3,960千円（@330千円×12か月）、間食費870千円、給食費330千円、教材費130千円、消耗品費280千円、水道光熱費400千円、委託料450千円、各種行事等参加費100千円、土業・システムなどの使用料・手数料400千円、保険料84千円、各種行事実施費600千円）

(2) 放課後児童支援員養成事業

【内 容】 放課後児童支援員の育成

【実施場所】 大阪市中央区谷町5丁目3-8 BELLA VISTA 2階

【実施日時】 通年随時

【事業の対象者】 一般希望者

【収 益】 0千円

【費 用】 300千円（採用広告費100千円、研修費200千円）

(3) 地域支援活動事業

【内 容】 地域活性化のための行事参加及び、イベントの開催

【実施場所】 大阪市中央区

【実施日時】 年3回程度 自治体が開催する各行事日程に準ずる

【事業の対象者】 地域住民の皆様

【収 益】 0千円

【費 用】 100千円（各種行事等参加費100千円）

初年度活動予算書

特定非営利活動法人 谷町みらいデザイン
成立の日から令和8年3月31日まで
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	300,000		
賛助会員受取会費	0	300,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
施設等受入評価益	0	500,000	
3 受取助成金等			
受取補助金	5,825,250	5,825,250	
4 事業収益			
放課後児童健全育成事業収益	9,690,000		
放課後児童支援員養成事業収益	0		
地域支援活動事業収益	0	9,690,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			16,315,250
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	6,030,000		
法定福利費	2,250,000		
退職給付費用	153,000		
福利厚生費	81,000		
人件費計	8,514,000		
(2) その他経費			
会議費	49,500		
旅費交通費	306,000		
通信運搬費	117,000		
土地建物賃料(施設家賃)	2,970,000		
間食費	652,500		
給食費	254,000		
教材費	99,000		
消耗品費	247,500		
水道光熱費	306,000		
委託料(シルバー人材など)	337,500		
各種行事等参加費	305,000		
使用料・手数料(土業・システムなど)	306,000		
保険料	63,000		
各種行事実施費	350,000		
採用広告費	100,000		
研修費	200,000		
その他経費計	6,663,000		
事業費計		15,177,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	120,000		
通信運搬費	200,000		
委託料(土業など)	400,000		
研修費	100,000		
雑費	60,000		
その他経費計	1,000,000		
管理費計		1,000,000	
経常費用計			16,177,000
当期経常増減額			138,250
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			138,250
設立繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			138,250

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人 谷町みらいデザイン
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	500,000		
賛助会員受取会費	0	500,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益	0	100,000	
3. 受取助成金等			
受取補助金	7,767,000	7,767,000	
4. 事業収益			
放課後児童健全育成事業収益	12,750,000		
放課後児童支援員養成事業収益	0		
地域支援活動事業収益	0	12,750,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			21,117,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	8,000,000		
法定福利費	3,000,000		
退職給付費用	200,000		
福利厚生費	152,000		
人件費計	11,352,000		
(2) その他経費			
会議費	65,000		
旅費交通費	400,000		
通信運搬費	160,000		
土地建物賃料 (施設家賃)	3,960,000		
間食費	870,000		
給食費	330,000		
教材費	130,000		
消耗品費	280,000		
水道光熱費	400,000		
委託料 (シルバー人材など)	450,000		
各種行事等参加費	200,000		
使用料・手数料 (士業・システムなど)	400,000		
保険料	84,000		
各種行事实施費	600,000		
採用広告費	100,000		
研修費	200,000		
その他経費計	8,629,000		
事業費計		19,981,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	120,000		
通信運搬費	200,000		
委託料 (士業など)	400,000		
研修費	100,000		
雑費	60,000		
その他経費計	1,000,000		
管理費計		1,000,000	
経常費用計			20,981,000
当期経常増減額			136,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			136,000
前期繰越正味財産額			138,250
次期繰越正味財産額			274,250